

平成20年3月14日（金曜日）

○出席議員（15名）

議 長	渡 辺	旺 君	8 番	能 村	憲 治 君
1 番	生 田	勇 人 君	9 番	北 川	進 君
2 番	南	和 彦 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	川 口	正 己 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	藤 井	良 信 君	12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君	13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君	14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君			

○欠席議員（1名）

15 番	米 田	満 君
------	-----	-----

○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君	まちづくり政策部企画財政課参事 兼行財政改革推進室長	山 田	吉 弘 君
副 町 長	浅 田	裕 君	まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	北 川	真 由 美 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君	町民福祉部 町民生活課長	川 口	克 則 君
総 務 部 長 兼まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君	町民福祉部町民生活課参事 兼子育て支援センター所長	宮 崎	裕 子 君
町民福祉部長	夷 藤	涉 君	町民福祉部 健康推進課長	八 田	精 三 君
都市整備部長	中 本	英 夫 君	町民福祉部 介護福祉課長	黒 田	邦 彦 君
消 防 長	島 田	敏 郎 君	都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	荒 家	良 樹 君
会 計 管 理 者 兼会計課長	長 丸	信 也 君	都市整備部 都市建設課長	黒 田	孝 雄 君
総 務 部 長	田 中	徹 君	都市整備部上下水道課長 兼新エネルギー開発対策室長	中 西	昭 夫 君
総 務 課 長	島 田	睦 郎 君	教育委員会 学校教育課長	北	雅 夫 君
総 務 部 参 事	向	貴 代 治 君	教育委員会 生涯学習課長	出 川	常 俊 君
総 務 部 長	橋 本	稔 君	消防本部次長 兼消防署長	東	耕 三 君
税 務 課 長					
まちづくり政策部 企画財政課長					

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 生 田 康 久 君 事務局 書記 東 康 弘 君

○議事日程（第3号）

平成19年3月14日 午後2時開議

日程第1

追加議案の上程

議案第35号 平成19年度内灘町一般会計補正予算（第6号）

議案第36号 平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第37号 請負契約の変更について

〔大根布バイパス管整備工事（その3）〕

議案第38号 副町長の選任につき同意を求めることについて

議案第39号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明

日程第2

議案第1号 平成19年度内灘町一般会計補正予算（第5号）から

議案第34号 内灘町道路線の変更についてまで及び

議案第35号 平成19年度内灘町一般会計補正予算（第6号）から

議案第37号 請負契約の変更について

〔大根布バイパス管整備工事（その3）〕まで

日程第3

議案第38号 副町長の選任につき同意を求めることについてから

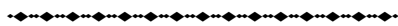
議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてまで

（第3号の追加1）

日程第1

議会議案第1号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出について

議会議案第2号 「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書の提出について



午後2時15分開議

○開 議

○議長【渡辺旺君】 傍聴の方、大変本会議場においでいただきまして、ご苦勞さまでございます。

議員各位におかれましては、3月4日の開会から今日までの長期間にわたり精力的にご審議いただいているところであります。

本日は最終日でありますので、適切かつ妥当な議決を賜りますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は15名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【渡辺旺君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、4日の会議に配付の

項交通安全対策費、第4款衛生費第3項上水道費、第9款消防費第1項消防費、第11款災害復旧費第1項公共施設公用施設災害復旧費、第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第1項普通財産取得費、第2項基金費、第14款予備費第1項予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第19号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第21号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第23号内灘町特別会計条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第25号内灘町町民ホール条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第31号内灘町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第35号平成19年度内灘町一般会計補正予算(第6号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入第16款寄附金第1項寄附金、第17款繰入金第2項基金繰入金については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっております請願の審査の結果を報告いたします。

請願第5号「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願については、採決の結果、賛成多数で採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての

報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成20年3月14日

総務常任委員会委員長 清水文雄

○議長【渡辺旺君】 能村憲治文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 能村憲治君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【能村憲治君】 平成20年第1回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号平成19年度内灘町一般会計補正予算(第5号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第3号平成19年度内灘町霊園事業特別会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第5号平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第6号平成19年度内灘町老人保健特別会計補正予算(第3号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第7号平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第9号平成20年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出第2款総務費第

3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第3項国民年金事務取扱費、第4項災害救助費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第11号平成20年度内灘町霊園事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第14号平成20年度内灘町国民健康保険特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第15号平成20年度内灘町老人保健特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第16号平成20年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第17号平成20年度内灘町介護保険特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第20号内灘町後期高齢者医療に関する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第22号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第24号内灘町立視聴覚ライブラリー設置条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第26号内灘町体育施設条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第27号内灘町心身障害者医療助成金支給条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第28号内灘町国民健康保険条例の一部

を改正する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第29号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第32号事務の相互委託及び事務の相互委託の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第35号平成19年度内灘町一般会計補正予算(第6号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第10款教育費第2項小学校費、第2条繰越明許費、第10款教育費第2項小学校費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第7号政府に高齢者の医療費負担増と高齢者医療制度の中止、撤回を求める意見書の提出を求める請願については、慎重に審査し、採決の結果、賛成少数で不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成20年3月14日

文教福祉常任委員会委員長 能村憲治

○議長【渡辺旺君】 北川進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 北川進君 登壇〕

○産業建設常任委員長【北川進君】 平成20年第1回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第

1号平成19年度内灘町一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第2項林業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第3条繰越明許費第8款土木費第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第2号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第4号平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号平成19年度内灘町水道事業会計補正予算（第3号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第9号平成20年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第2項林業費、第3項水産業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第4項住宅費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第10号平成20年度内灘町公共下水道事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第12号平成20年度内灘町土地区画整理事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第13号平成20年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第18号平成20年度内灘町水道事業会計

予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第30号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第33号内灘町道路線の認定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第34号内灘町道路線の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

追加議案第36号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

追加議案第37号請負契約の変更について〔大根布バイパス管整備工事（その3）〕については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、今期定例会までに提出のありました陳情・請願の審査の結果を報告いたします。

陳情第5号「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情については、慎重に審査をした結果、継続審査とすることに決しました。

請願第6号「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求めることについては、慎重に審査をした結果、採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として公共下水道及び都市計画事業など所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成20年3月14日

産業建設常任委員会委員長 北川進

○議長【渡辺旺君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。

ました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第2号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第3号平成19年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第2号）、議案第4号平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第2号、議案第3号、議案第4号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第5号平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第6号平成19年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第3号）、議案第7号平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第5号、議案第6号、議案第7号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第8号平成19年度内灘町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第9号平成20年度内灘町一般会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第10号平成20年度内灘町公共下水道事業特別会計予算、議案第11号平成20年度内灘町霊園事業特別会計予算、議案第12号平成20年度内灘町土地区画整理事業特別会計予算、議案第13号平成20年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号の4議案は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第14号平成20年度内灘町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第15号平成20年度内灘町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第16号平成20年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第17号平成20年度内灘町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決され

ました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第18号平成20年度内灘町水道事業会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第19号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第20号内灘町後期高齢者医療に関する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第21号非常

勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第22号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第23号内灘町特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第24号内灘町立視聴覚ライブラリー設置条例の一部を改正する条例について、議案第25号内灘町市民ホール条例の一部を改正する条例について、議案第26号内灘町体育施設条例の一部を改正

する条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第24号、議案第25号、議案第26号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第27号内灘町心身障害者医療助成金支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第28号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第29号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第30号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第31号内灘町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第32号事務の相互委託及び事務の相互委託の変更についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第30号、議案第31号、議案第32号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第33号内灘町道路線の認定について、議案第34号内灘町道路線の変更についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第33号、議案第34号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第35号平成19年度内灘町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決

であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第36号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第37号請負契約の変更について〔大根布バイパス管整備工事（その3）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、継続審査となっております請願を採決いたします。

請願第5号「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。



○閉会中継続審査及び調査

○議長【渡辺旺君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

○議長【渡辺旺君】 以上で今回の定例会に付議された議件は全部議了いたしました。



○副町長退任のあいさつ

○議長【渡辺旺君】 ここで、浅田裕副町長より発言を求められていますので、これを許します。浅田裕副町長。

〔副町長 浅田裕君 登壇〕

○副町長【浅田裕君】 本日は、渡辺議長の計らいで私の退任のあいさつの機会をお与えいただきましたことに、議員の皆様にもまづもって厚くお礼を申し上げます。

昭和38年7月に内灘町役場職員に奉職以来、きょうまで44年9カ月間、職員として28年3カ月、特別職として16年半勤めさせていただきました。昭和38年3月末の人口では7,709人の人口が平成20年の2月末で2万6,908人と、約3.4倍強に人口がふえております。各公共施設整備も他市町村もうらやむほど整備、充実がなされました。

昭和56年から議会の説明員として、きょうまで27年間参加させていただきました。その間、議員の活発な議論を見てまいりました。議会の議論の中からすばらしい町政が築かれたと思います。そんな場に参加させていただいたことに感謝いたします。

平成3年10月より収入役、助役、副町長として選任いただきまして、16年半の長きにわたり特別職を勤めさせていただきました。本当にありがとうございます。この間、議員の皆様、職員の皆さんには本当にお世話になりました。浅学非才な私が職員を含め44年9カ月間の間ここまで無事に勤めることができましたのは、八十出町長を初め歴代5代にわたる町長さんのご指導、町議会議員の皆さんのご指導、ご鞭撻のおかげと心から感謝とお礼を申し上げます。

内灘町の限りない発展と町議会議員の皆様、職員の皆様の今後のますますのご健勝とご活躍をお祈りいたします。これからは、一町民として内灘町発展のために少しでもご協力したいと思います。

甚だ簡単ですが、退職のごあいさつといたします。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）



○閉議・閉会

○議長【渡辺旺君】 浅田裕副町長におかれましては、役場職員として長年にわたり職務に従事し、平成3年10月収入役に就任、そして平成18年4月からは副町長としての重責を担われ、住民福祉の向上と町勢発展に多大な

貢献をされてこられました。そのご労苦に対しまして改めて感謝を申し上げ、今後ますますご活躍されることをご祈念いたすものでございます。

本当に長い間ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、平成20年第1回内灘町議会定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、大変ご苦労さまでございました。

午後4時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員